

青梅市病院管理規程第5号

青梅市病院事業就業規程等の一部を次のように改正する。

令和8年6月18日

青梅市病院事業管理者 大友 建一郎

青梅市病院事業就業規程等の一部改正

(青梅市病院事業就業規程の一部改正)

第1条 青梅市病院事業就業規程(平成16年病院管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第24条(見出しを含む。)中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第36条第2項中「6月」を「1年」に、「さらに」を「更に」に、「180日」を「365日」に改める。

第36条の3第2項中「介護時間取得の初日から連続する3年の期間内において」を「必要と認められる期間について」に改め、同条第6項中「これを利用する日の前日までに」を「要介護者の介護を必要とする一の継続する状態について、最初の介護時間を取得する日から起算して3年を経過する日までの期間(以下「当初取得期間」という。)にかかるとするものにあつては当該申請にかかるとする介護時間取得の初日の前日までに、当初取得期間経過後の1会計年度ごとの期間にかかるとするものにあつては当該申請にかかるとする介護時間取得の初日の1年前から同日の前日までの間に、それぞれ」に改める。

様式第5号中

引き続き6月の期間
年 月 日～ 年 月 日
介護休暇の期間の初日から2年を経過する日
年 月 日

「

」を

「

引き続き1年の期間
年 月 日～ 年 月 日

」に、「6月」

を「1年」に、「管理課長」を「総務課長」に改める。

(青梅市病院事業会計年度任用職員就業規程)

第2条 青梅市病院事業会計年度任用職員就業規程(令和2年病院管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第17条(見出しを含む。)中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改

める。

第29条第1項中「、同条第2項中「6月」とあるのは「93日」と、「通算180日」とあるのは「通算93日」と」を削る。

付 則

(経過措置)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定（青梅市病院事業就業規程第36条第2項の改正規定（「さらに」を「更に」に改める部分を除く。)) および第2条の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の青梅市病院事業就業規程の規定により、適用日以後、施行日までの間に提出された介護休暇承認申請書兼処理簿については、この規程の規定による改正後の青梅市病院事業就業規程の規定にもとづき提出されたものとみなす。